

(仮称) 太白CC太陽光発電事業に係る
計画段階環境配慮書

令和2年5月

株式会社ブルーキャピタルマネジメント

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の 20 万分 1 地勢図、電子地形図 50,000 及び電子地形図 25,000 を複製したものである。

目 次

第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1 (1)
第2章 第一種事業の目的及び内容	2-1 (2)
2.1 第一種事業の目的	2-1 (2)
2.2 第一種事業の内容	2-2 (3)
2.2.1 第一種事業の名称	2-2 (3)
2.2.2 第一種事業により設置される発電所の原動力の種類	2-2 (3)
2.2.3 第一種事業により設置される発電所の出力	2-2 (3)
2.2.4 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積	2-2 (3)
1. 事業実施想定区域の概要	2-2 (3)
2. 事業実施想定区域の検討手法	2-7 (8)
3. 事業実施想定区域の設定根拠	2-8 (9)
4. 事業実施想定区域の状況	2-19 (20)
5. 複数案の設定について	2-21 (22)
2.2.5 第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項	2-21 (22)
2.2.6 第一種事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要	2-22 (23)
2.2.7 第一種事業に係る工事の実施に係る期間及び工程計画の概要	2-25 (26)
2.2.8 環境保全措置	2-27 (28)
2.2.9 その他の事項	2-29 (30)
第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況	3. 1-1 (33)
3.1 自然的状況	3. 1-1 (33)
3.1.1 大気環境の状況	3. 1-1 (33)
3.1.2 水環境の状況	3. 1-19 (51)
3.1.3 土壌及び地盤の状況	3. 1-32 (64)
3.1.4 地形及び地質の状況	3. 1-35 (67)
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3. 1-40 (72)
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	3. 1-93 (125)
3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況	3. 1-102 (134)
3.2 社会的状況	3. 2-1 (136)
3.2.1 人口及び産業の状況	3. 2-1 (136)
3.2.2 土地利用の状況	3. 2-6 (141)
3.2.3 河川及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3. 2-13 (148)
3.2.4 交通の状況	3. 2-17 (152)

3.2.5	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	3.2-19(154)
3.2.6	下水道の整備の状況	3.2-21(156)
3.2.7	廃棄物の状況	3.2-21(156)
3.2.8	環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	3.2-25(160)
3.2.9	関係法令等による規制状況のまとめ	3.2-81(216)

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

4.1	計画段階配慮事項の選定の結果	4-1(217)
4.1.1	計画段階配慮事項の選定	4-1(217)
4.1.2	計画段階配慮事項の選定理由	4-3(219)
4.2	調査、予測及び評価の手法	4-5(221)
4.3	調査、予測及び評価の結果	4-7(223)
4.3.1	反射光	4-7(223)
4.3.2	動物	4-14(230)
4.3.3	植物	4-43(259)
4.3.4	生態系	4-65(281)
4.4	総合的な評価	4-74(290)

第5章 計画段階環境配慮書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

5-1(292)

第1章

第一種事業を実施しようとする者の名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第一種事業を実施しようとする者の名称：株式会社ブルーキャピタルマネジメント
代表者の氏名：代表取締役 原田 秀雄
主たる事務所の所在地：東京都港区赤坂二丁目 16 番 8 号

第2章

第一種事業の目的及び内容

第2章 第一種事業の目的及び内容

2.1 第一種事業の目的

日本のエネルギー自給率はわずか9.6%（2017年）であり、日本におけるエネルギー自給率の向上はかねてからの大きな課題である。また、地球環境保全と持続可能な社会に向けた取り組みの必要性の観点から二酸化炭素削減が喫緊の課題となっている。さらに、東日本大震災以降は安全・安心なエネルギー源の確保も重要な課題となっている。

太陽電池発電をはじめとする再生可能エネルギーは、化石燃料を使用する火力発電とは異なり、発電時に二酸化炭素を排出しないため、地球温暖化防止に貢献する発電技術として期待されている。さらに、石油代替エネルギーとしてのエネルギーの安定供給の確保、化石エネルギーの燃焼を伴わないクリーンなエネルギー、新産業や雇用創出への寄与など、様々な意義があるとされている。

本事業の計画地である仙台市では、平成28年3月に改定された「仙台市地球温暖化対策推進計画2016-2020」（平成28年3月）に基づき、国の目標を上回る温室効果ガス排出量の削減目標を定め、防災の視点を取り入れた新たな地球温暖化対策の取り組みを進めている。さらに、仙台市地球温暖化対策推進計画が2020年度で計画期間を満了することから、「新たな温室効果ガス排出量の削減目標値案の検討」、「気候変動適応策に関する調査」等計画の見直しを行っている。

また、地球温暖化対策等の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策等を推進するために必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の良好な環境の確保に寄与することを目的として、「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を新たに制定した。この条例は、令和2年4月1日から施行された。

本事業は、宮城県仙台市太白区秋保町内に計画しており、仙台市の郊外部の中でも全天日射量（年平均値）が12.0～12.2MJ/m²と山間地域では比較的良好な地域の太陽電池発電事業である。温室効果ガスを発生させないクリーンエネルギーである太陽電池発電事業により地球温暖化防止を図るとともに、送電網強化や蓄電池の設置により地域のインフラの充実を担うことを検討している。

以上の背景のもと、本地区において、ゴルフ場跡地を利用した出力48,000kWの太陽電池発電事業を実施することにより、再生可能エネルギー導入促進、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策、さらには、環境負荷が少なく安定的な分散型電源の設置により防災力の向上に寄与するとともに、地域経済の活性化に貢献し、仙台市の復興、未来に向けたまちづくりに資することを目的とする。また、本事業で発電した電気は、全量を「再生可能エネルギー固定価格買取制度」により東北電力株式会社に売電する計画である。

2.2 第一種事業の内容

2.2.1 第一種事業の名称

(仮称) 太白 CC 太陽光発電事業

2.2.2 第一種事業により設置される発電所の原動力の種類

太陽電池

2.2.3 第一種事業により設置される発電所の出力

太陽電池発電所出力 : 48,000kW (交流)、51,000kW (直流)

太陽電池発電機の単機出力 : 約 400W

太陽電池発電機の枚数 : 127,500 枚

2.2.4 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積

1. 事業実施想定区域の概要

(1) 事業実施想定区域の位置

宮城県仙台市太白区秋保町湯元、秋保町境野 (図 2.2-1(1)～(4)を参照)

(2) 事業実施想定区域の面積

約 115ha (図 2.2-1 参照)

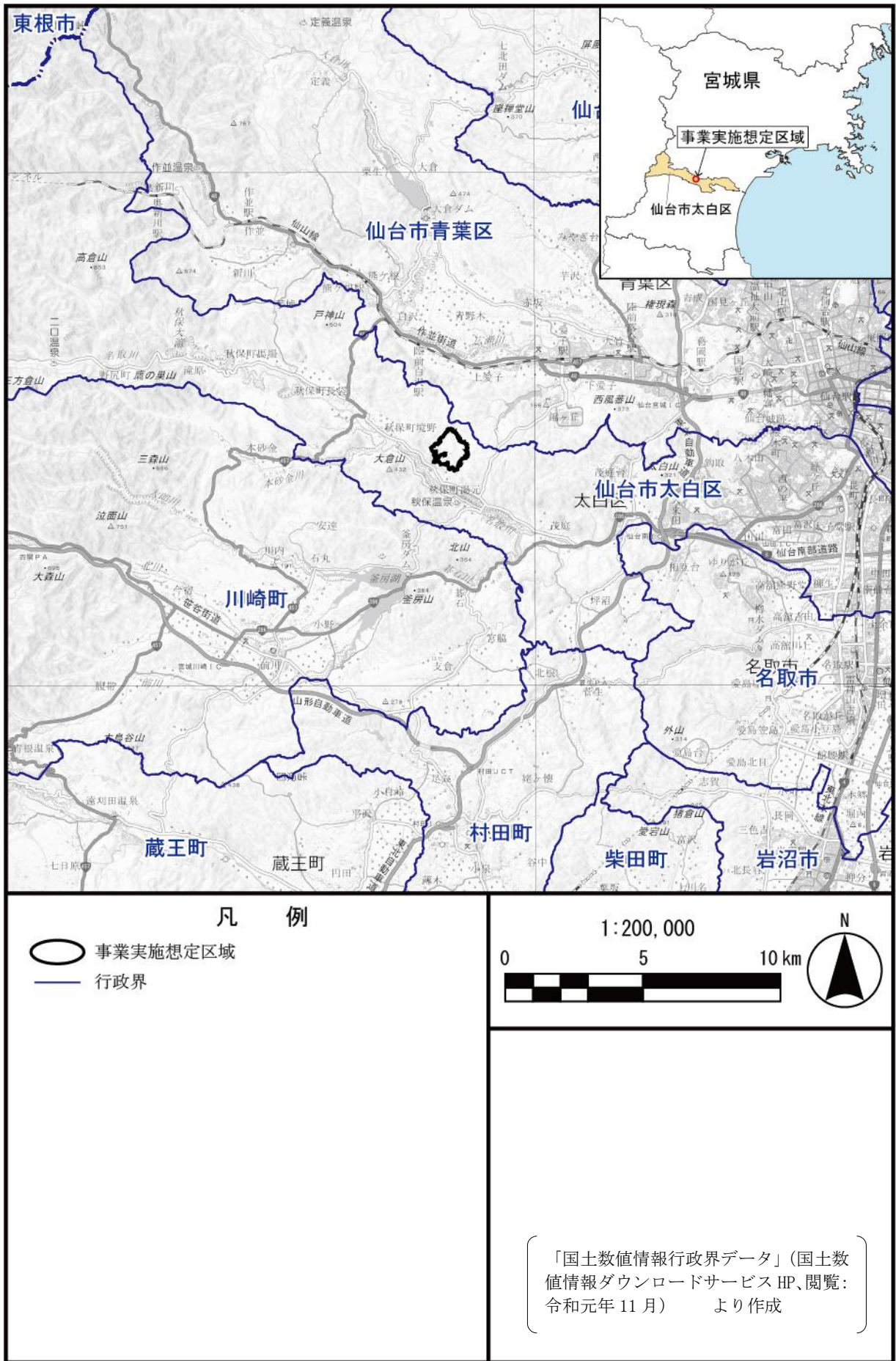
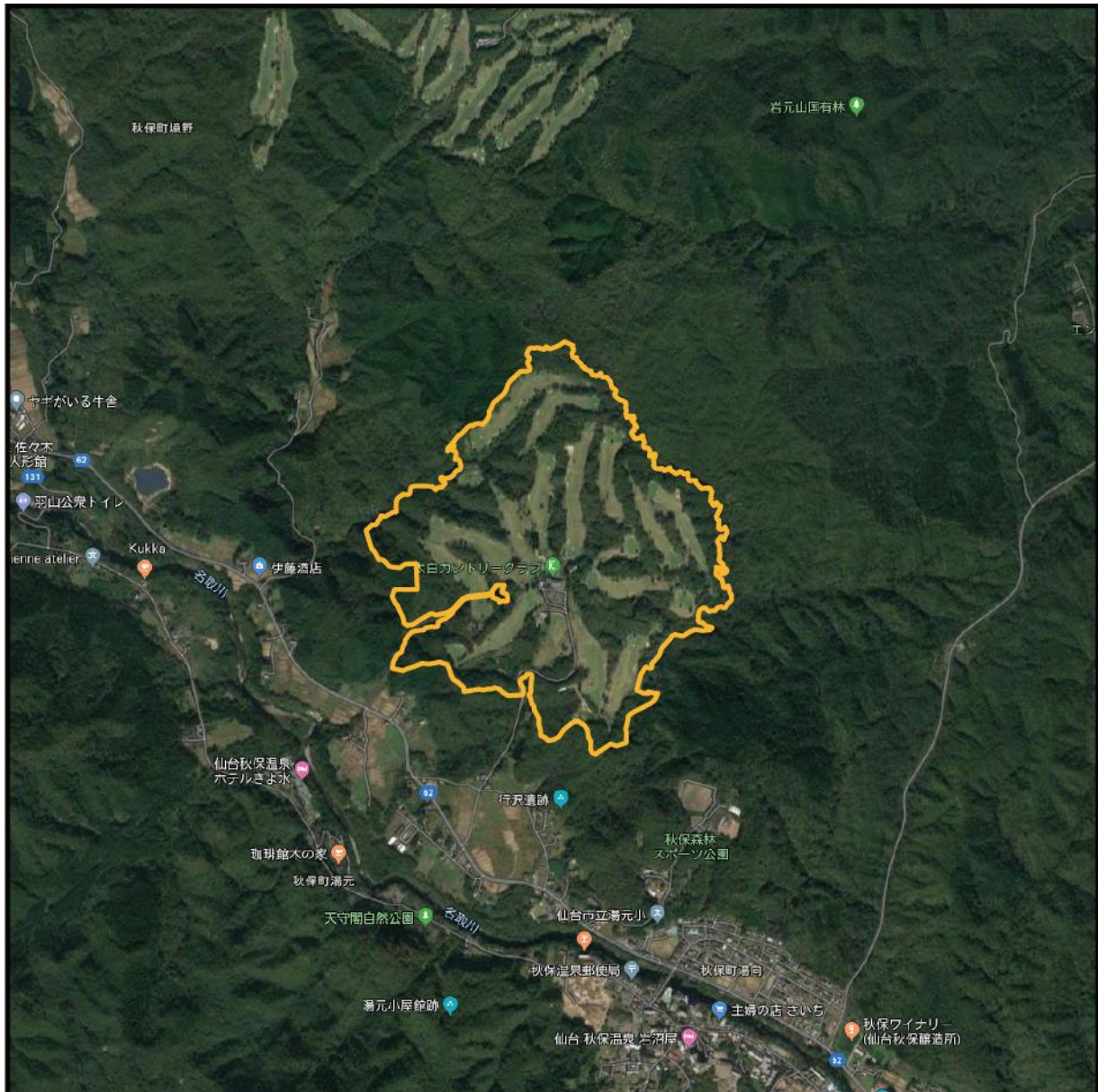


図 2.2-1(1) 事業の実施が想定される区域（広域）





<p style="text-align: center;">凡 例</p> <p> 事業実施想定区域</p>	<p style="text-align: center;">1:25,000</p> <p style="text-align: center;">0 0.5 1 km</p> 
<p style="text-align: center;">「地図・空中写真閲覧サービス」(2015年7月2日撮影、国土地理院より作成)</p>	

図 2.2-1(2) 事業の実施が想定される区域 (衛星写真)

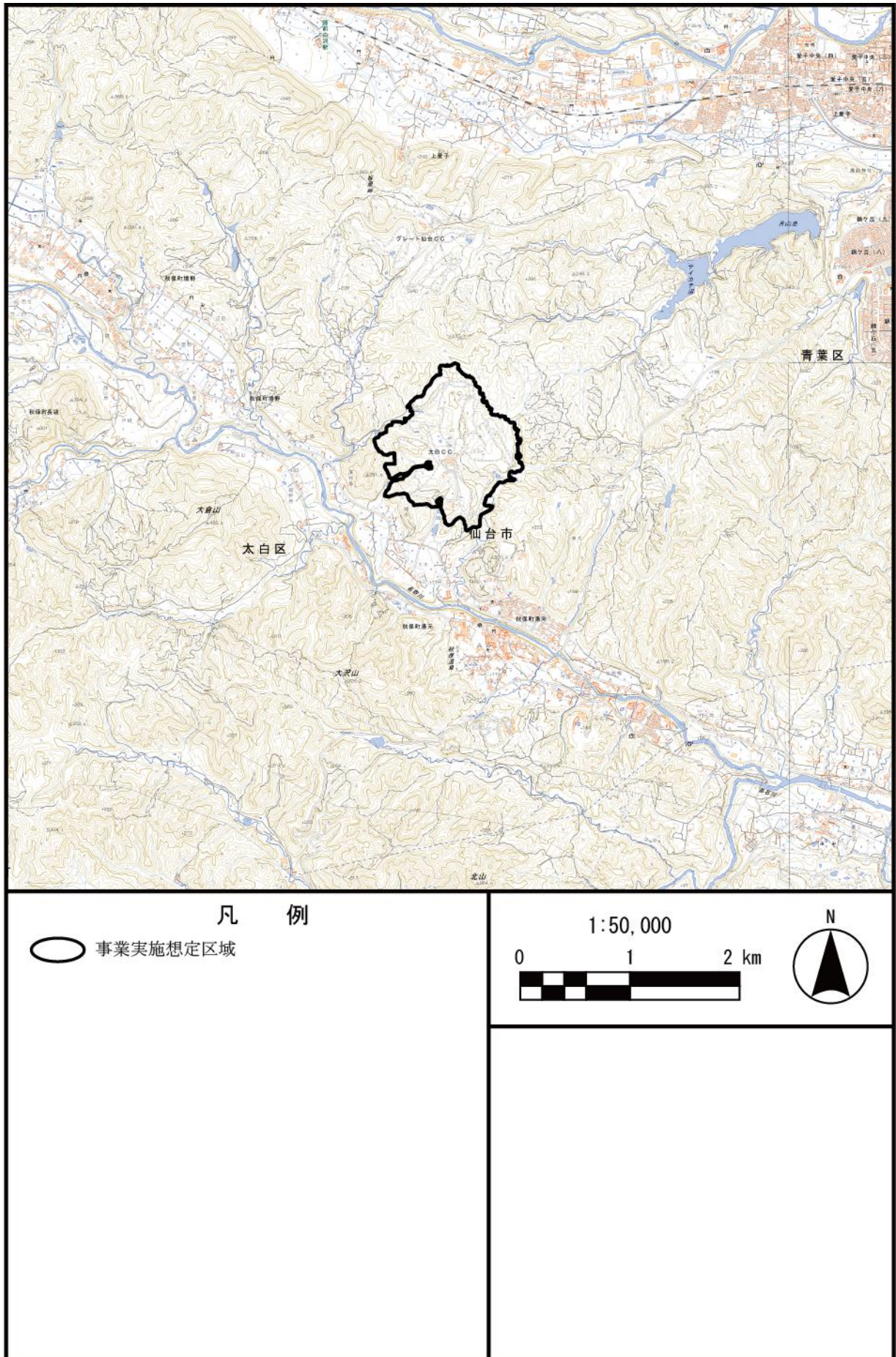


図 2.2-1(3) 事業の実施が想定される区域 (5 万分の 1)

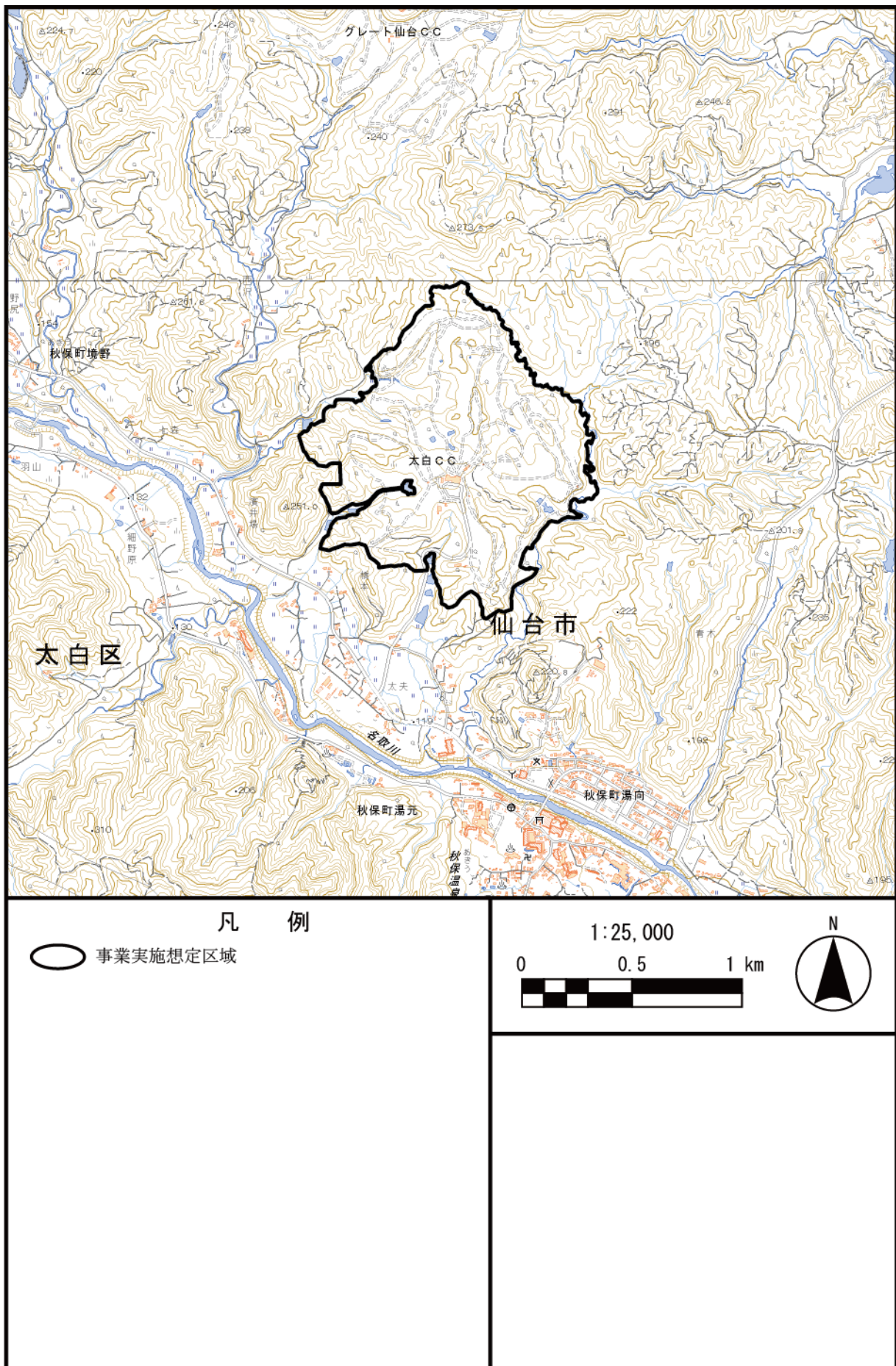


図 2.2-1(4) 事業の実施が想定される区域 (2.5 万分の 1)

2. 事業実施想定区域の検討手法

(1) 基本的な考え方

事業実施想定区域の検討フローは図 2.2-2 のとおりである。

事業実施想定区域の設定にあたっては、本計画段階における検討対象エリアを設定し、同エリア内において、各種条件により事業実施想定区域の絞り込みを行った。

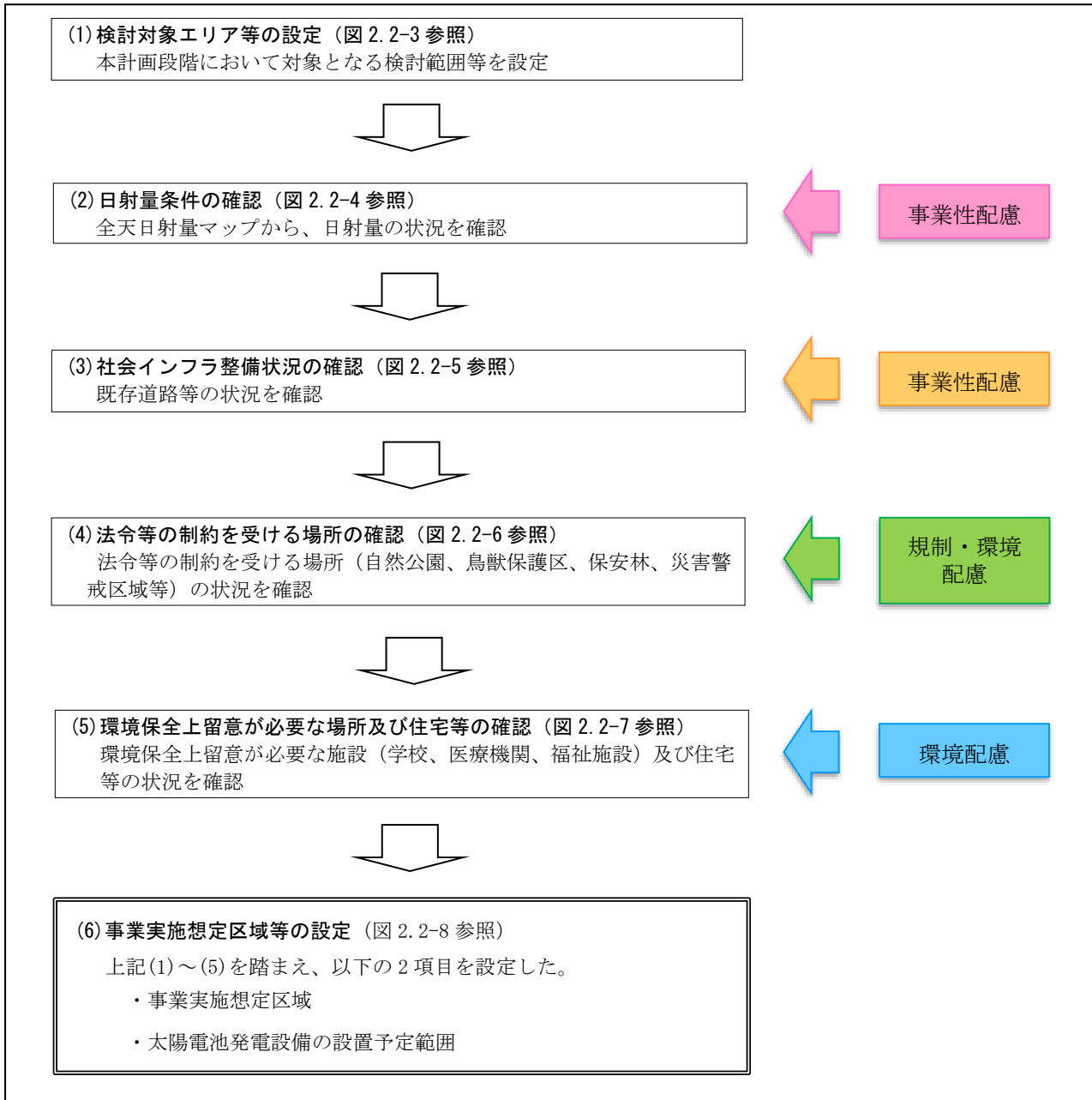


図 2.2-2 事業実施想定区域の検討フロー

3. 事業実施想定区域の設定根拠

(1) 検討対象エリアの設定

事業実施想定区域の設定にあたっては、本計画段階における太陽電池発電事業の影響を受けると想定される検討対象エリア（図 2.2-3 参照）を約 8km 四方と設定し、その中にゴルフ場跡地を含む事業実施想定区域（案）を設定した。また、検討対象エリア内において、日射量及び社会インフラ整備状況等の複数の条件により検討を行った。

(2) 日射条件の確認

検討対象エリアにおける全天日射量は図 2.2-4 のとおりである。

全天日射量の分布状況は「メッシュ平年値 2010（気象庁、平成 24 年作成）」（GIS HP 国土交通省国土政策局国土情報課、閲覧：令和元年 12 月）から資料の整理を行った。検討対象エリアは、全天日射量（年平均値）が 12.0～12.2MJ/m²の地域となっている。

(3) 社会インフラ整備状況の確認

検討対象エリアにおける道路等の社会インフラ整備状況は図 2.2-5 のとおりである。

アクセス道路として主要地方道等の既存道路が利用可能である。

そこで、工事中における資材及びソーラーパネル等の搬入路として、これらの既存道路を利用することにより、道路新設による事業面積の拡大を必要最小限とすることが可能になる。

(4) 法令等の制約を受ける場所の確認

検討対象エリア及びその周囲における、法令等の制約を受ける場所の分布状況は図 2.2-6 のとおりである。なお、鳥獣保護区特別地区、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域については、事業実施想定区域（案）及びその周囲に存在しない。

- ・事業実施想定区域（案）の区域内には、指定されている自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区及び保安林は存在しない。
- ・事業実施想定区域（案）の区域内には、指定されている砂防指定地及び宅地造成工事規制区域は存在しない。
- ・事業実施想定区域（案）の区域内には、指定されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在するため、土砂災害特別警戒区域については除外する。また、事業実施想定区域（案）内の土砂災害警戒区域については可能な限り改変しない等の環境保全対策を検討する。

(5) 環境保全上留意が必要な場所及び住居の確認

検討対象エリア及びその周囲における、環境保全上留意が必要な場所の分布状況は図 2.2-7 のとおりである。なお、特定植物群落、重要野鳥生息地（IBA）及び生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）は、検討対象エリアの区域内及びその周囲に存在しない。

- ・検討対象エリアの区域内には住居が数戸存在することから、今後の事業の実施に当たっては除外する。

(6) 事業実施想定区域等の設定

事業実施想定区域の設定に当たっては、「(1)検討対象エリアの設定」から「(5)環境保全上留意が必要な場所及び住居の確認」までの検討経緯を踏まえ、図 2.2 8(3)のとおり「事業実施想定区域」を設定した。

なお、「土砂災害警戒区域」は事業実施想定区域に一部存在するが、土地の改変は極力実施しない計画である。また、「土砂災害特別警戒区域」が建築物の構造規制を受けるのに対して、「土砂災害警戒区域」は建築物の構造等の規制は受けないが、立ち入りの際の警戒避難体制を整備することとなっている。

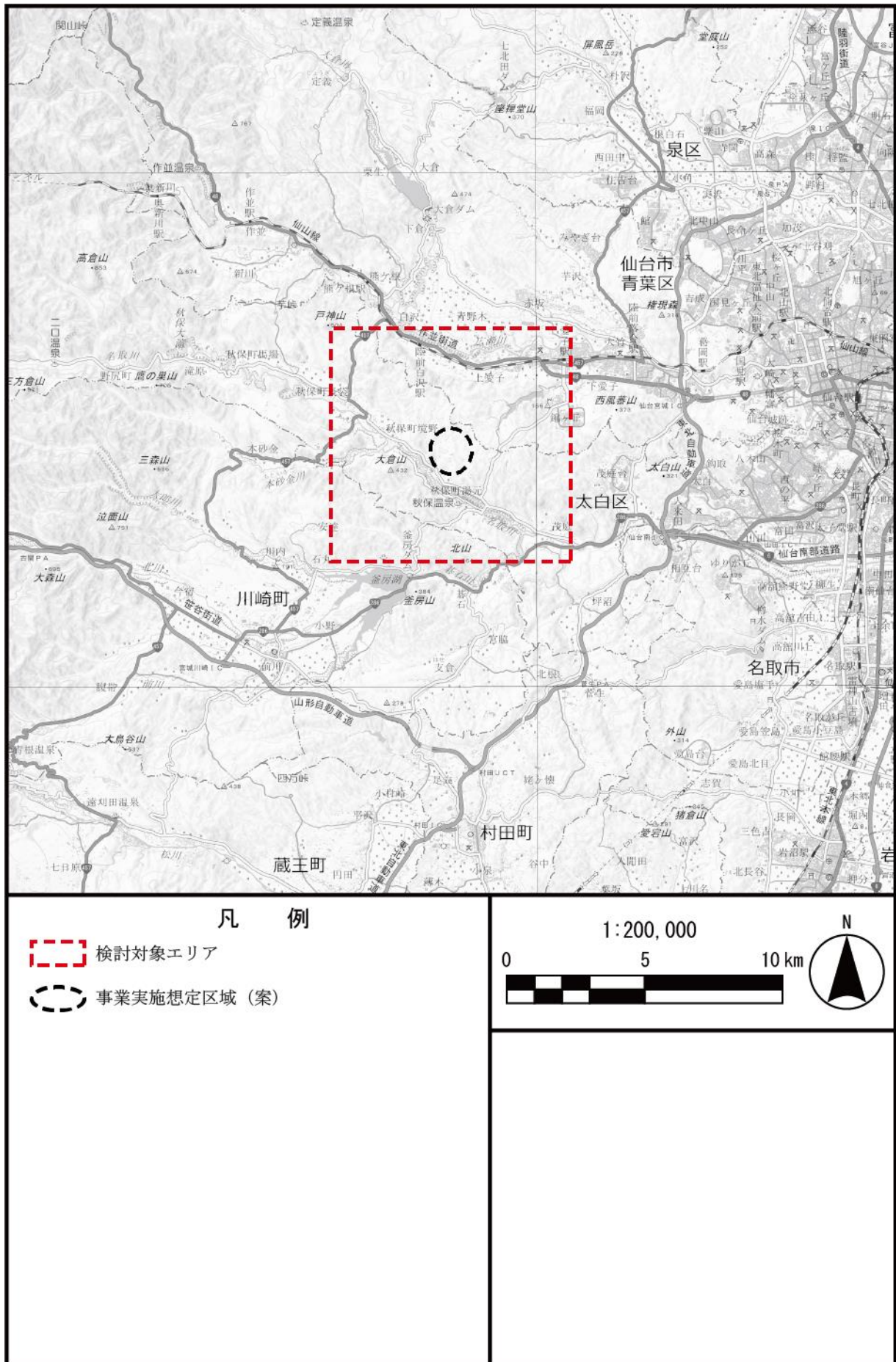


図 2.2-3 検討対象エリア

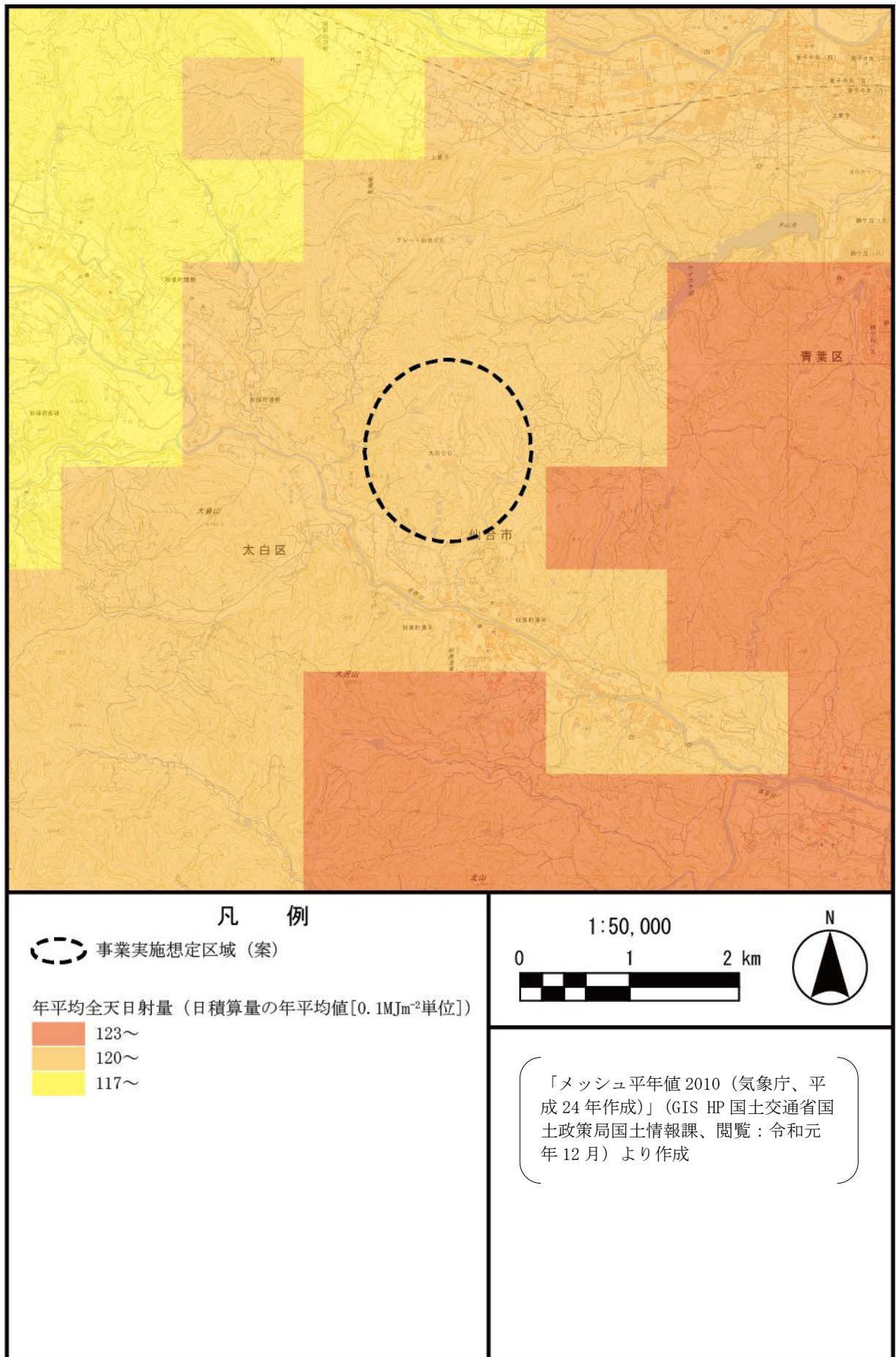
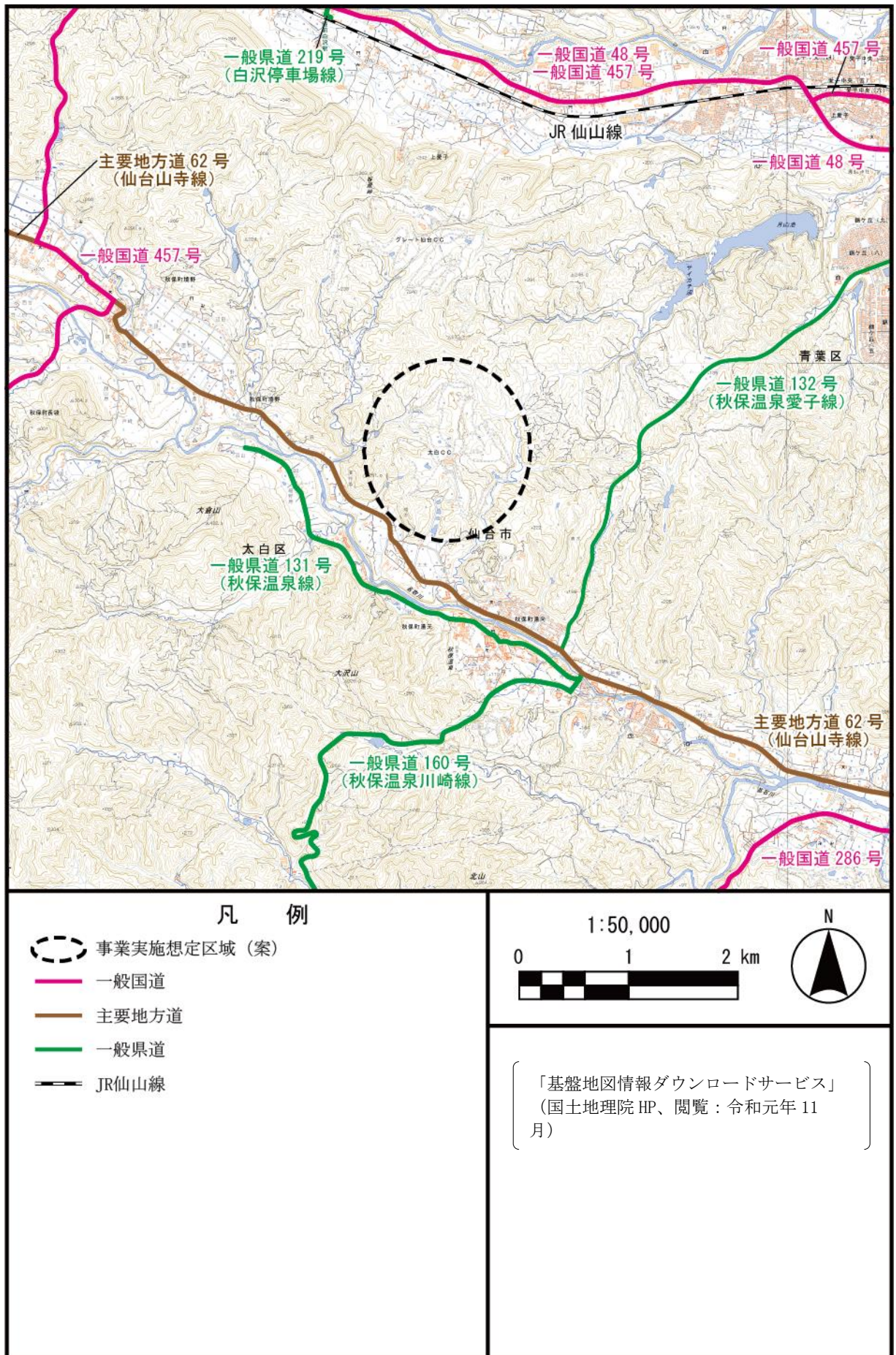


図 2.2-4 検討対象エリアの全天日射量



凡 例

-  事業実施想定区域 (案)
-  一般国道
-  主要地方道
-  一般県道
-  JR仙山線

1:50,000



「基盤地図情報ダウンロードサービス」
 (国土地理院 HP、閲覧：令和元年 11 月)

図 2.2-5 社会インフラ整備状況

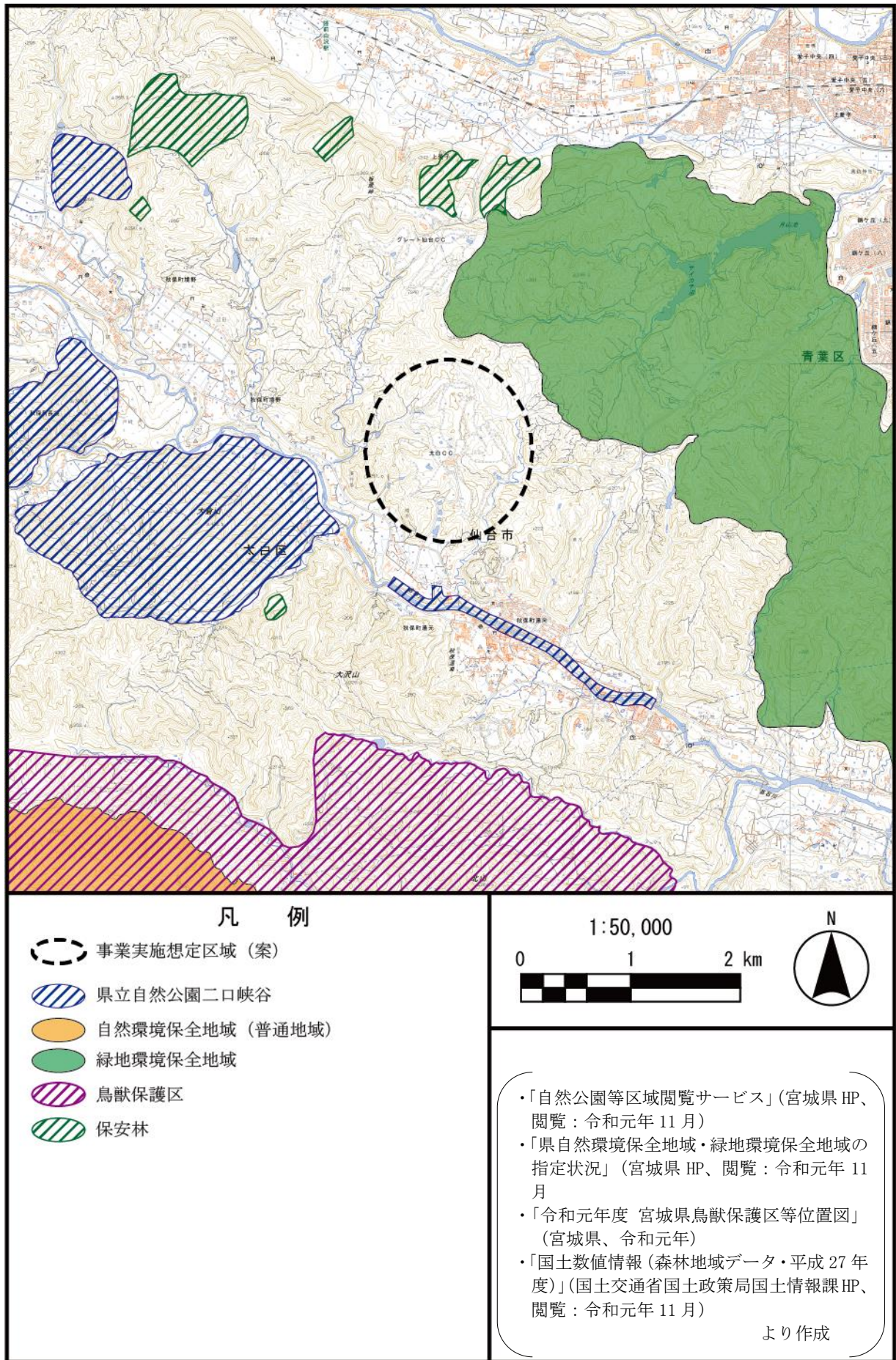


図 2.2-6(1) 法令等の制約を受ける場所の分布状況 (自然公園、県環境保全地域、鳥獣保護区及び保安林)

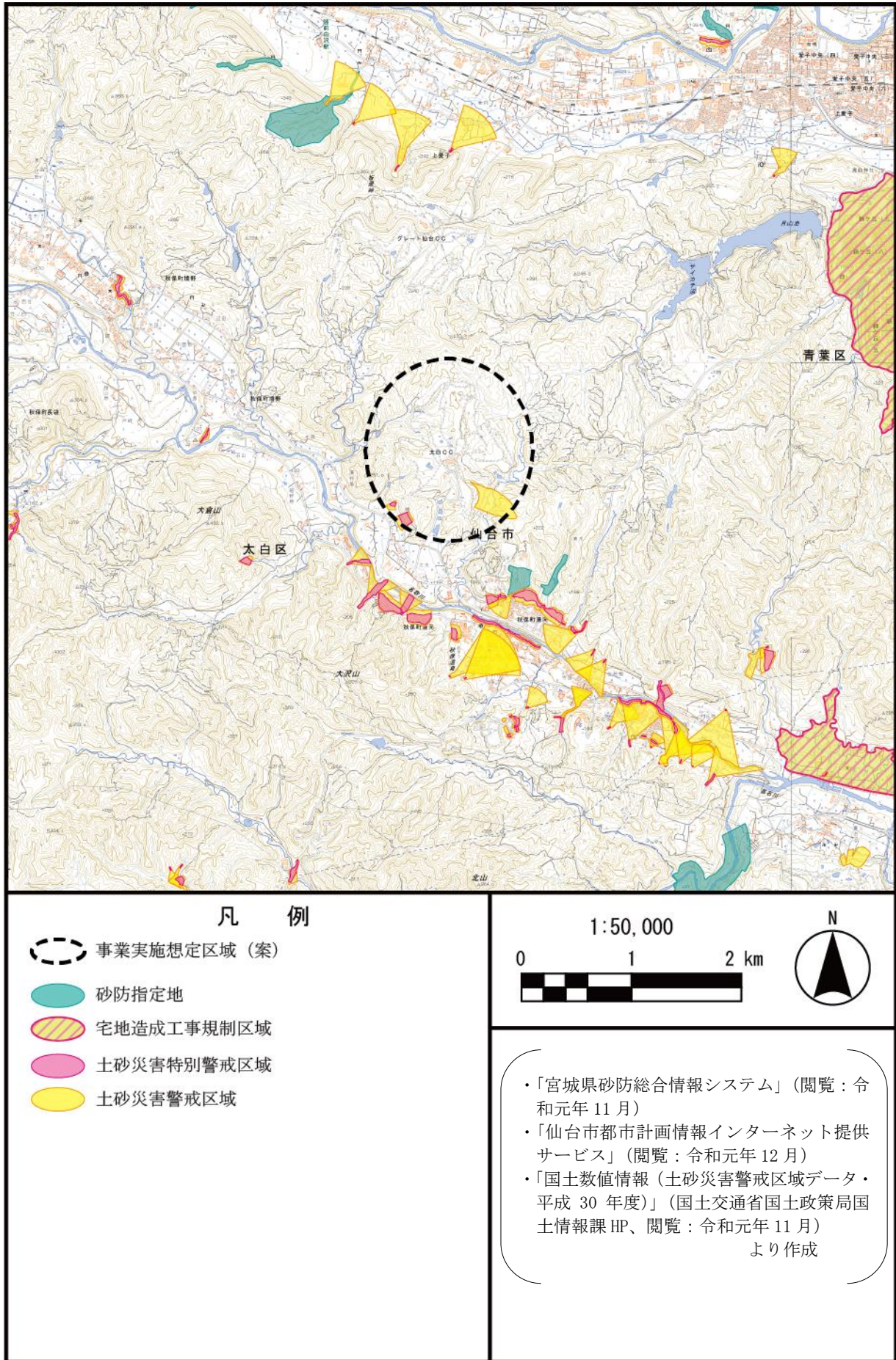


図 2.2-6(2) 法令等の制約を受ける場所の分布状況(砂防指定地、宅地造成工事規制区域及び土砂災害警戒区域等)

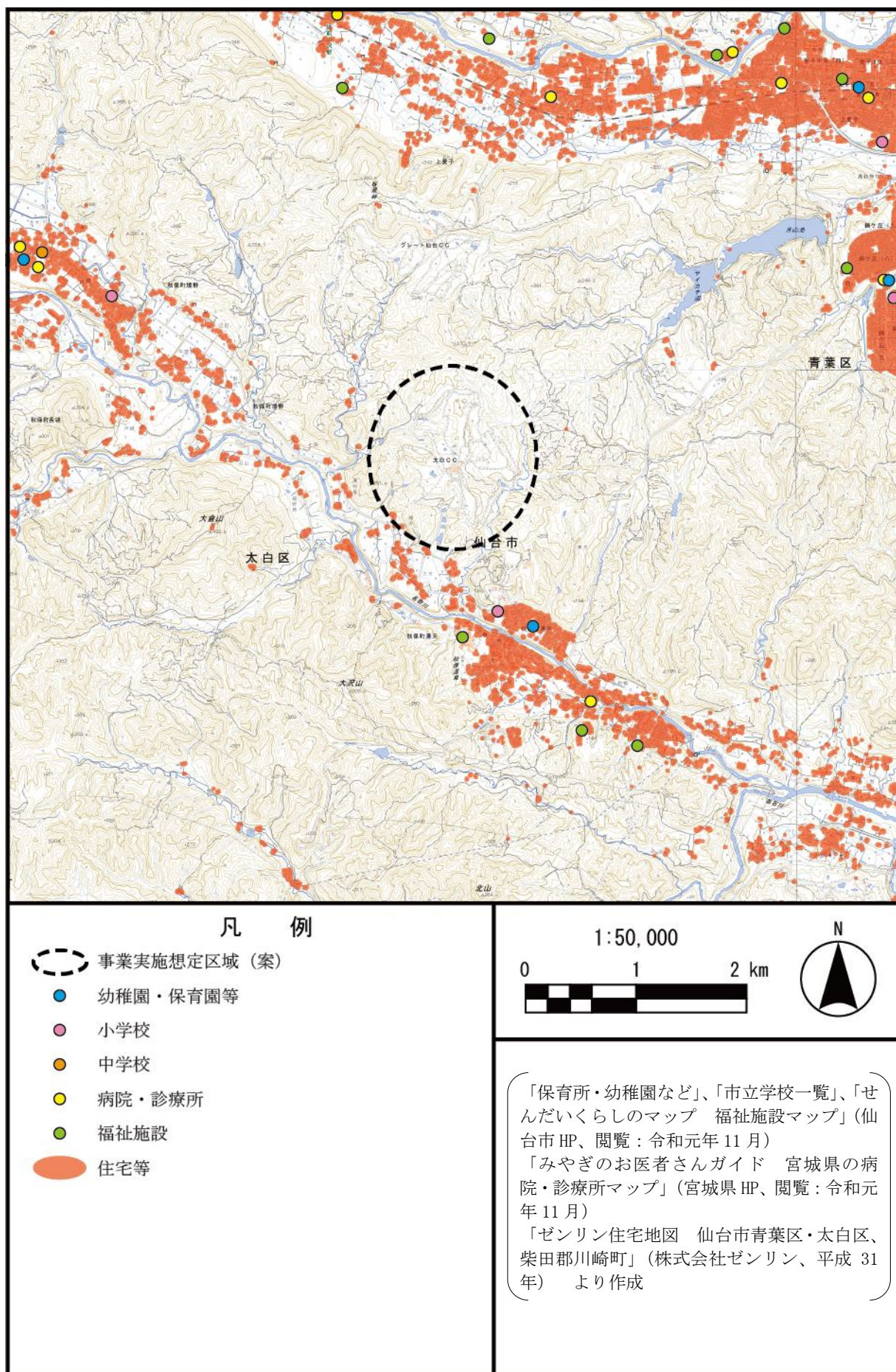


図 2.2-7 環境保全上留意が必要な場所(学校、医療機関、福祉施設)の分布状況

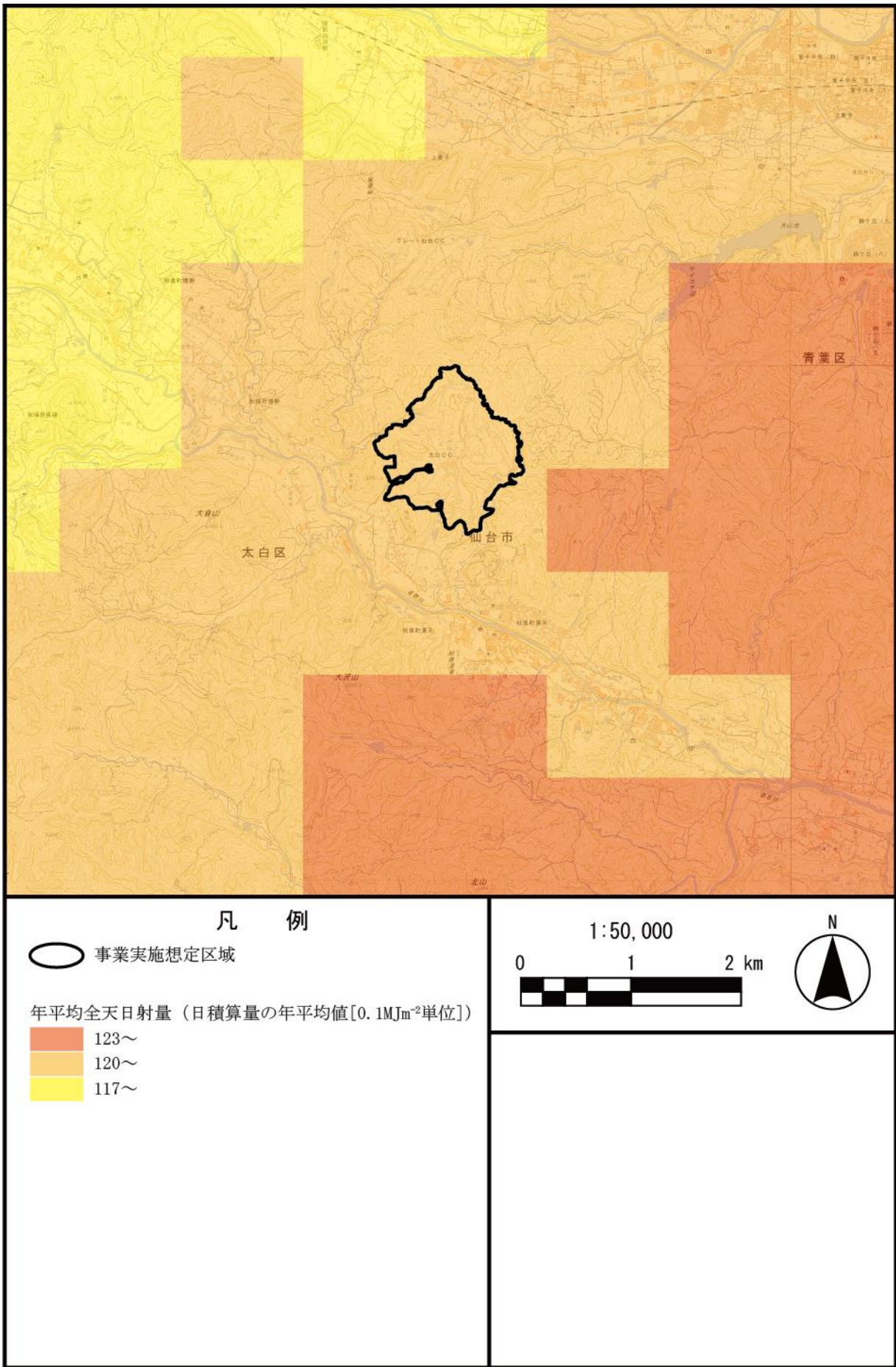


図 2.2-8(1) 事業実施想定区域（最終案 ※図 2.2-4 との重ね合わせ）

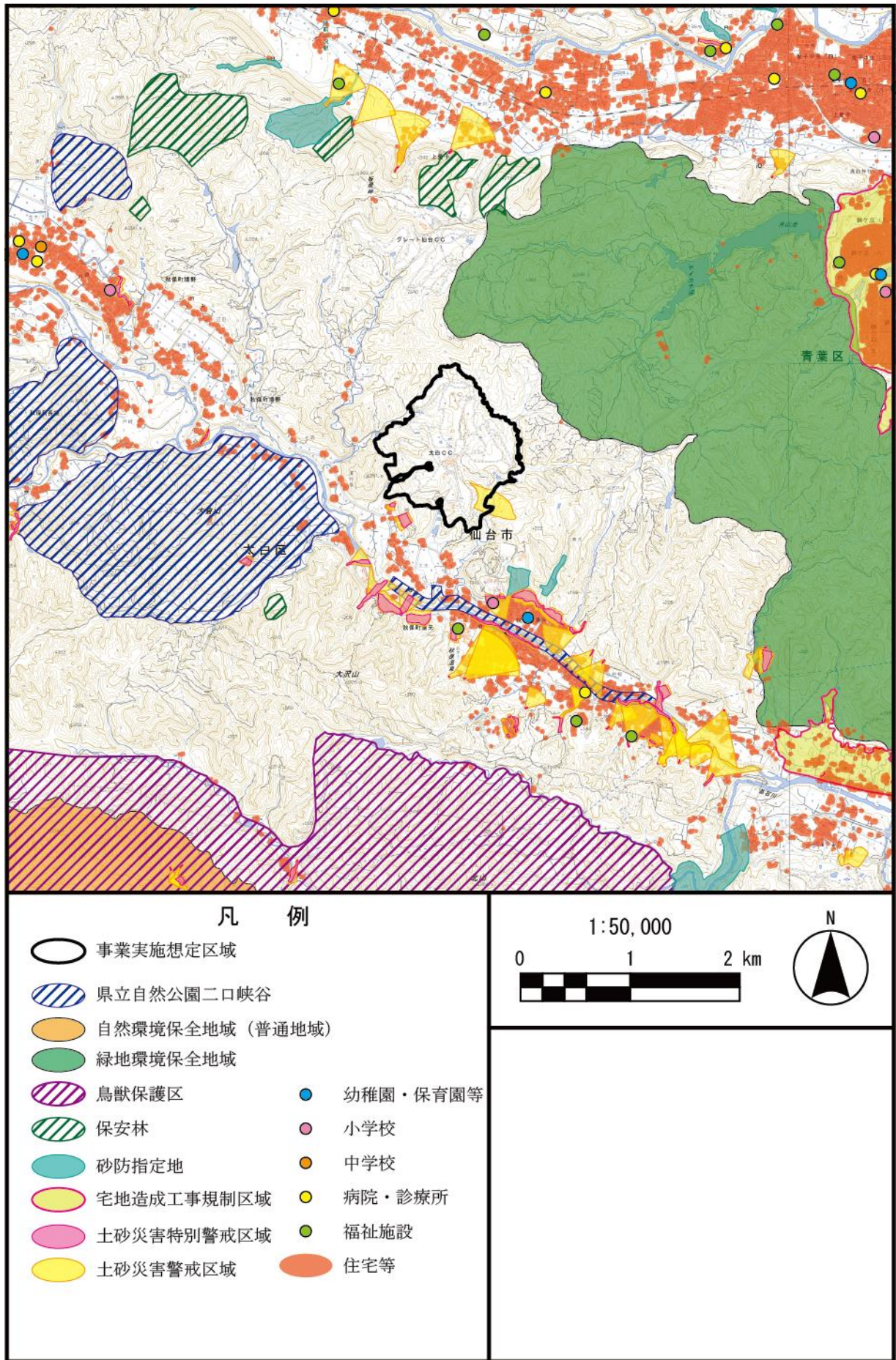


図 2.2-8(2) 事業実施想定区域（最終案 ※第 2.2-6 図(1)～(2)及び図 2.2-7 との重ね合わせ）

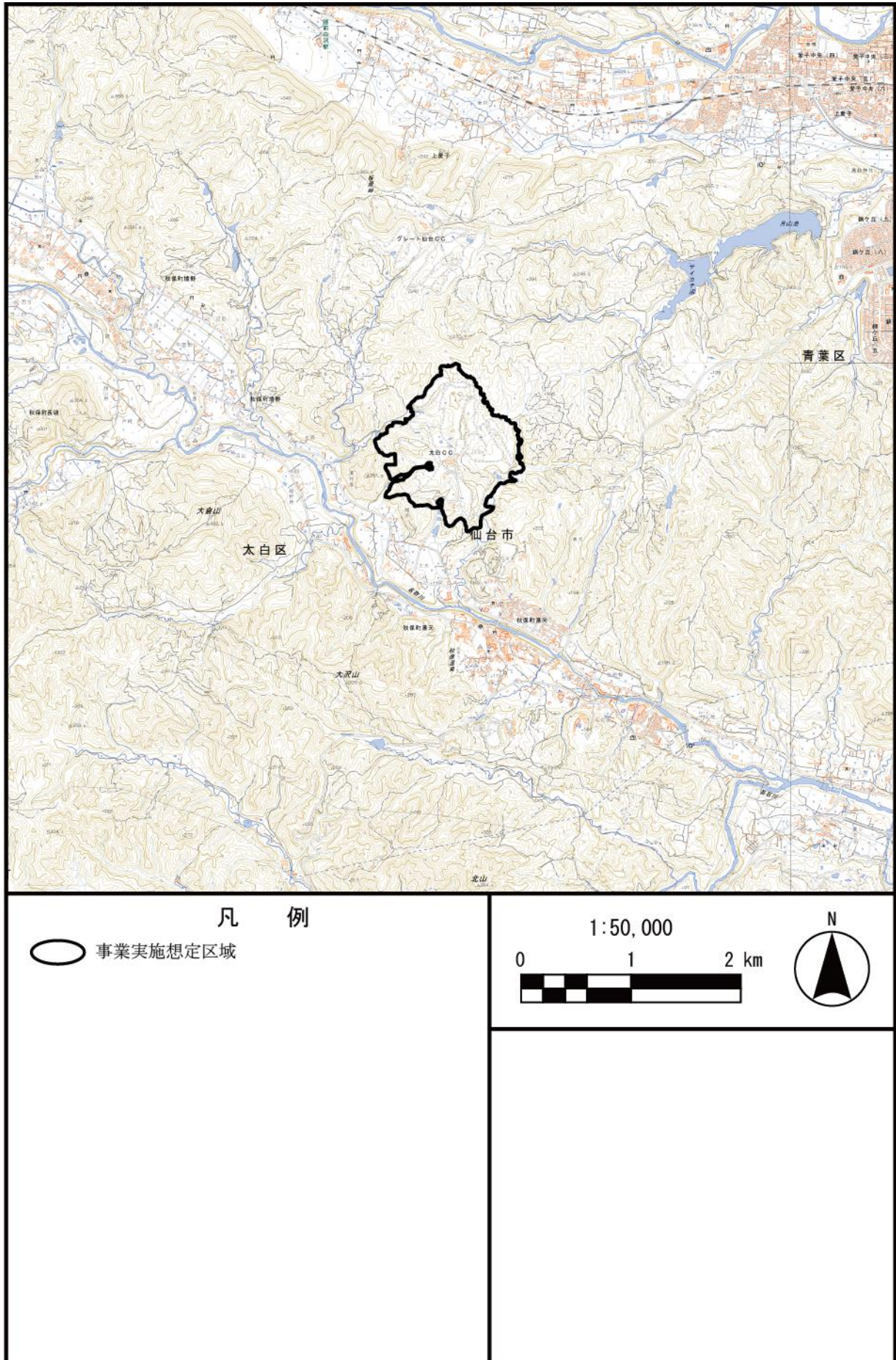




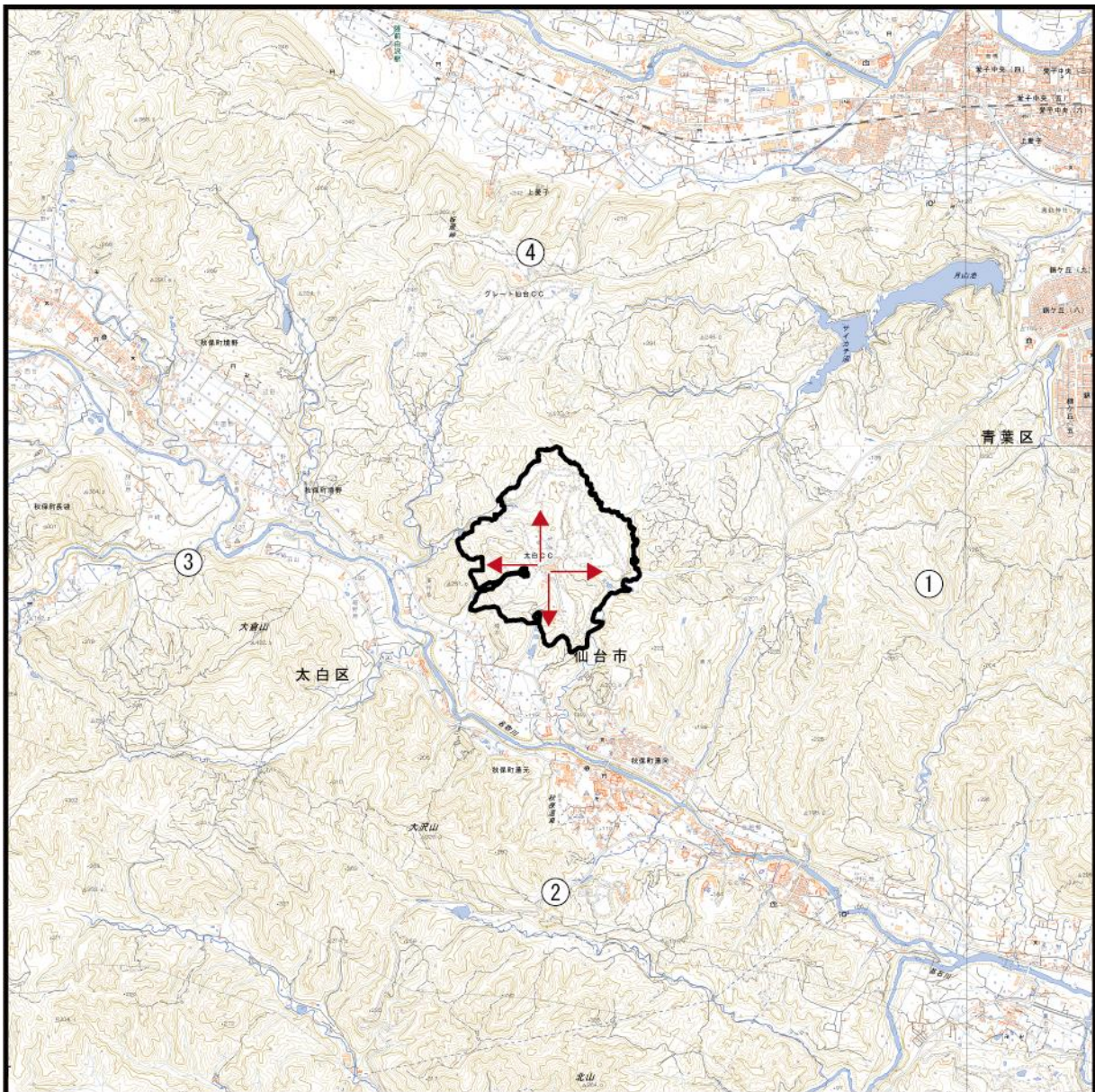
図 2.2-8(3) 事業実施想定区域 (最終案)

4. 事業実施想定区域の状況

事業実施区域の写真は表 2.2-1、写真撮影の地点及び撮影方向は図 2.2-9 のとおりである。

表 2.2-1 事業実施想定区域からの四方の眺望状況

地点番号	写 真
<p>① (東方向)</p>	
<p>② (南方向)</p>	
<p>③ (西方向)</p>	
<p>④ (北方向)</p>	



凡 例

○ 事業実施想定区域

①～④は撮影方向で表2.2-1の地点番号に対応する。

1:50,000



図 2.2-9 写真撮影位置

5. 複数案の設定について

本事業において、森林伐採をできるだけ少なくするとの観点からゴルフ場跡地を利用することとした。また、事業実施想定区域は、ゴルフ場跡地を最大限活用することで、改変面積を可能な限り小さくする計画としているため、効率性の観点から「位置・規模の複数案」及びは「配置・構造に関する複数案」の設定は現実的でないとする。

また、本事業は、化石燃料代替電源として、温室効果ガスの削減等に寄与する民間の太陽電池発電事業であり、ゼロ・オプションは設定しない。

2.2.5 第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項

1. 発電設備の概要

本計画段階で設置を想定するソーラーパネルの概要は表 2.2-2 のとおりである。

表 2.2-2 ソーラーパネルの概要

項目	内容
ソーラーパネル	多結晶シリコン太陽電池モジュール 約 127,500 枚 (1 枚当り、約 2m×1m : 400W) 総発電出力 : 最大 51,000kW (直流)

注. 製品仕様の変更に伴い、変更の可能性がある。

2. 変電施設

ソーラーパネルで発電された直流の電気は、パワーコンディショナーで交流に変換される。その後、パワーコンディショナー近傍に設置した昇圧変圧器によって 22kV に昇圧され、変電設備に集電して、主変圧器でさらに 154kV に昇圧され、東北電力株式会社の送電線へ系統連系接続する。施設等の配置及び計画は表 2.2-3 及び図 2.2-10 のとおりである。

表 2.2-3 変電施設等の計画

項目	内容
パワーコンディショナー	3,000kW 16 台
昇圧変圧器 (副変圧器)	22kV/550V 16 台
送電設備 (主変圧器)	154kV/22kV 1 台

注. 製品仕様の変更に伴い、変更の可能性がある。

3. 送電線

送電線は約 7km を予定しており、図 2.2-10 に示す 16 箇所の変電所を北から 3 本のラインで変電施設等の位置に集約するように設置する。

4. 系統連系地点

系統連系地点は北西約 5km にある東北電力株式会社の既存 No59 鉄塔に接続する計画である。

2.2.6 第一種事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要

1. 発電設備の配置計画

本事業の設備の配置計画の内訳案は表 2.2-4、設備の配置計画(案)は図 2.2-10、ゴルフ場跡地と改変部の範囲は図 2.2-11 のとおりである。

設備の配置計画では発電設備等の計画面積は 56.3ha、残置森林は 58.6ha である。また、発電設備の計画面積の内、主要な部分はゴルフ場跡地 (62.7%) であり、改変部はゴルフ場のコースとコースの間等を造成又は伐採して利用する。

設備の配置計画(案)では、事業実施想定区域の流域ごとに主要な調整池を設置し、発電設備の維持管理のための管理道路や変電施設等を設置する。調整池の設置においては、堰堤及び法面保護部を設置し、土砂災害の防止や河川流量を適切に管理する。また、事業実施想定区域の南側流域に調整池は新設しないが、調整池機能を有する溜池に導く計画である。なお、その利用に当たっては、溜池の権利者との協議を行う。

表 2.2-4 設備の配置計画の内訳案

区 分	項 目	面積 (ha)	割合 (%)	割合 (%)
発電所の 計画面積	ゴルフ場跡地	35.3	62.7	49.0
	改変部(伐採・造成)	18.7	33.2	
	改変部(伐採)	2.3	4.1	
	計	56.3	100.0	
非改変区域	残置森林	58.6	—	51.0
合 計		114.9	—	100.0

ソーラーパネルの枚数については連系線の容量により決定されることとなるが、本計画段階では総発電出力は最大 51,000kW (直流) を想定しており、この場合の枚数は表 2.2-2 に示したとおりである。

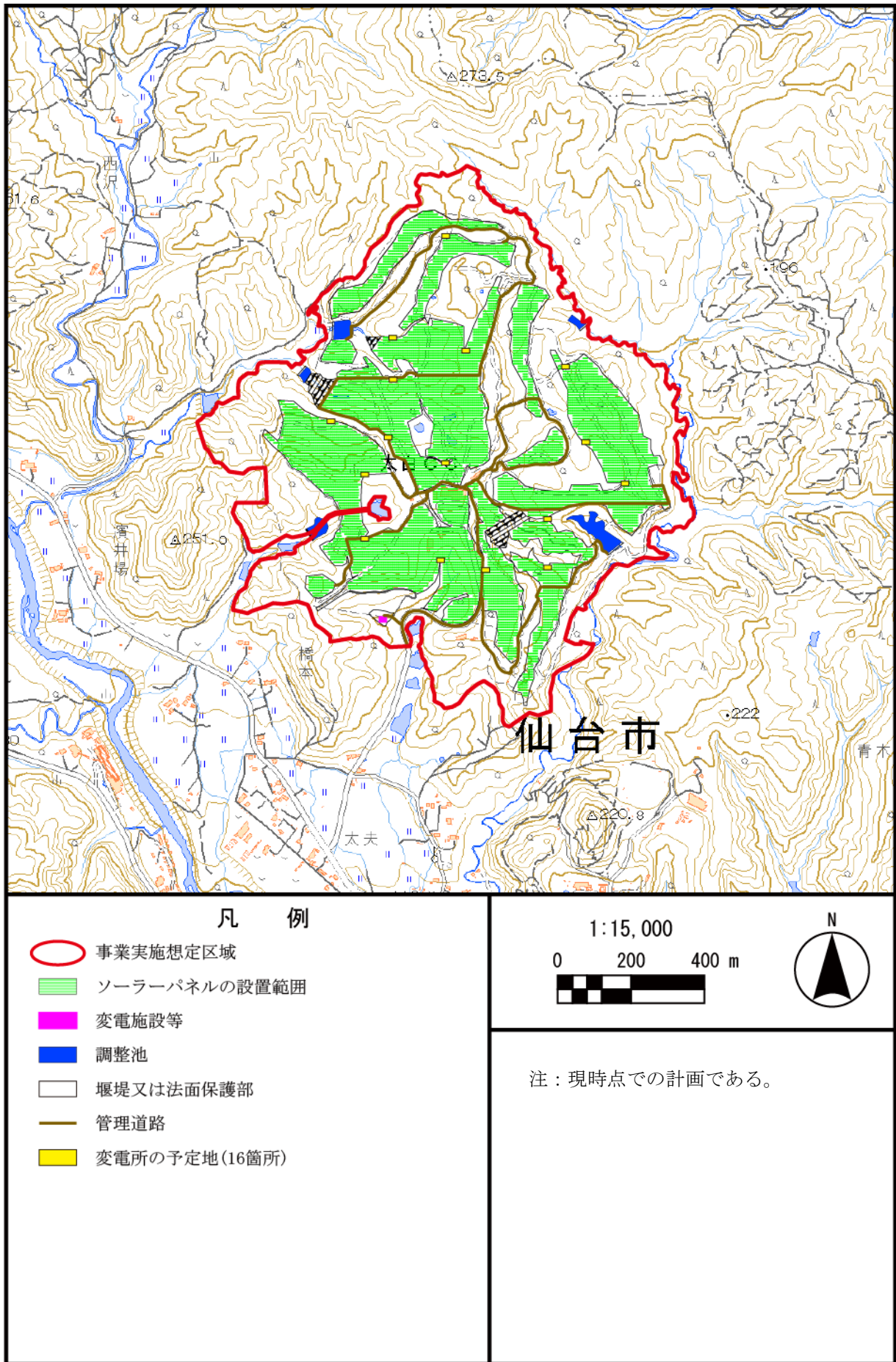
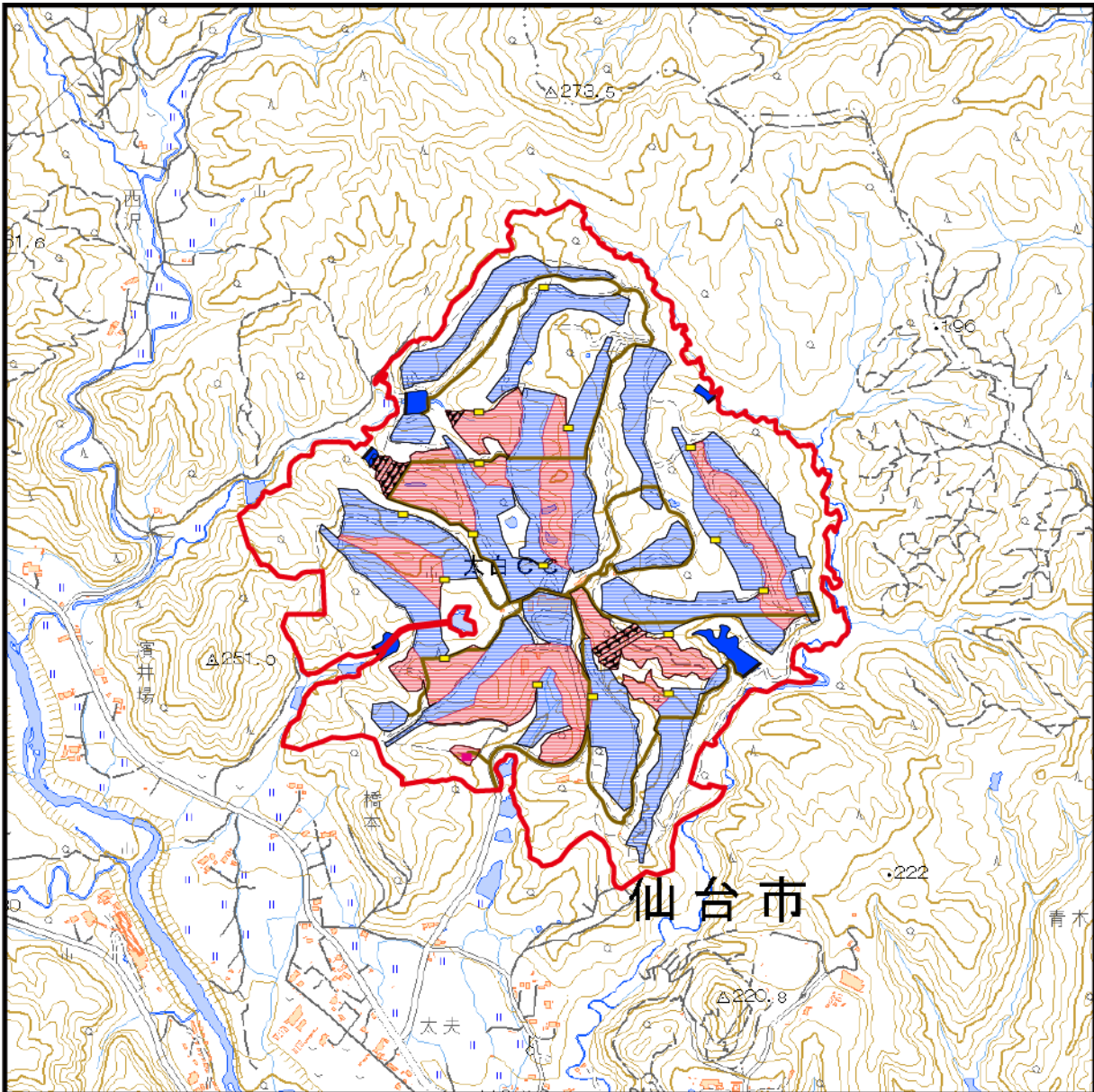









図 2.2-10 設備の配置計画 (案)



凡 例

-  事業実施想定区域
-  改変部 (伐採等範囲)
-  現況部 (ゴルフ場跡地)
-  変電設備等
-  管理道路
-  調整池
-  変電所の予定地 (16箇所)

1:15,000



注：現時点での計画である。

図 2.2-11 ゴルフ場跡地と改変部の範囲

2.2.7 第一種事業に係る工事の実施に係る期間及び工程計画の概要

1. 工事計画の概要

(1) 工事内容

主な工事の内容は以下のとおりである。

- ・ 造成・基礎工事等：機材搬入路及び管理道路整備、ヤード造成、基礎工事等
- ・ 据付工事：太陽電池発電設備据付工事（輸送含む。）
- ・ 電気工事：送電線工事、所内配電線工事、変電施設工事、電気工事

(2) 工事期間の概要

工事期間は以下を予定している。

建設工事期間：着工後 1 ～18 か月（令和 4 年 8 月～令和 6 年 1 月を予定）

試験運転期間：着工後 19～20 か月（令和 6 年 2 月～令和 6 年 3 月を予定）

営業運転開始：着工後 20 か月目（令和 6 年 3 月末を予定）

(3) 工事工程の概要

主要な工事工程の概要は表 2.2-5 のとおりである。

表 2.2-5 主要な工事工程の概要

項目	期間及び工程
1. 造成・基礎工事等	着工後 1 ～18 か月（予定）
管理道路整備	
ヤード造成	
基礎工事等	
2. 据付工事	着工後 10～16 か月（予定）
太陽電池発電設備据付工事（輸送含む。）	
3. 電気工事	着工後 1 ～18 か月目（予定）
送電線工事	
所内配電線工事	
変電施設工事	
電気工事	

(4) 輸送計画

機材及び機器の輸送ルートについては、図 2.2-12 の事業実施想定区域に至る既存道路を活用する。なお、今後の検討結果により、詳細を決定する。

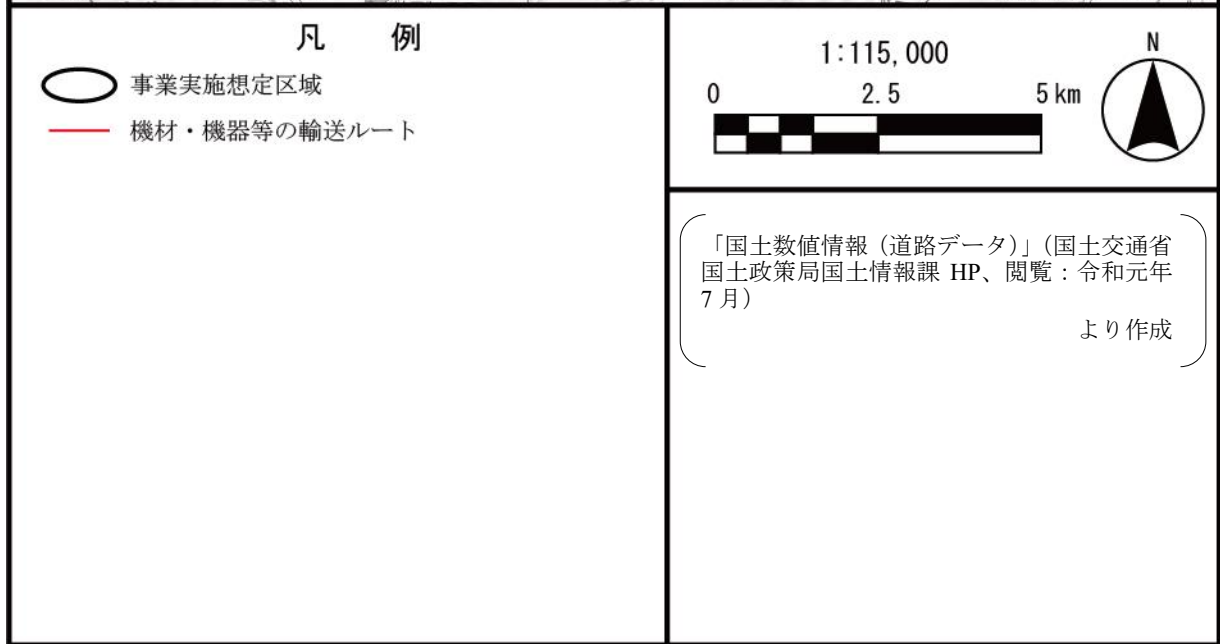
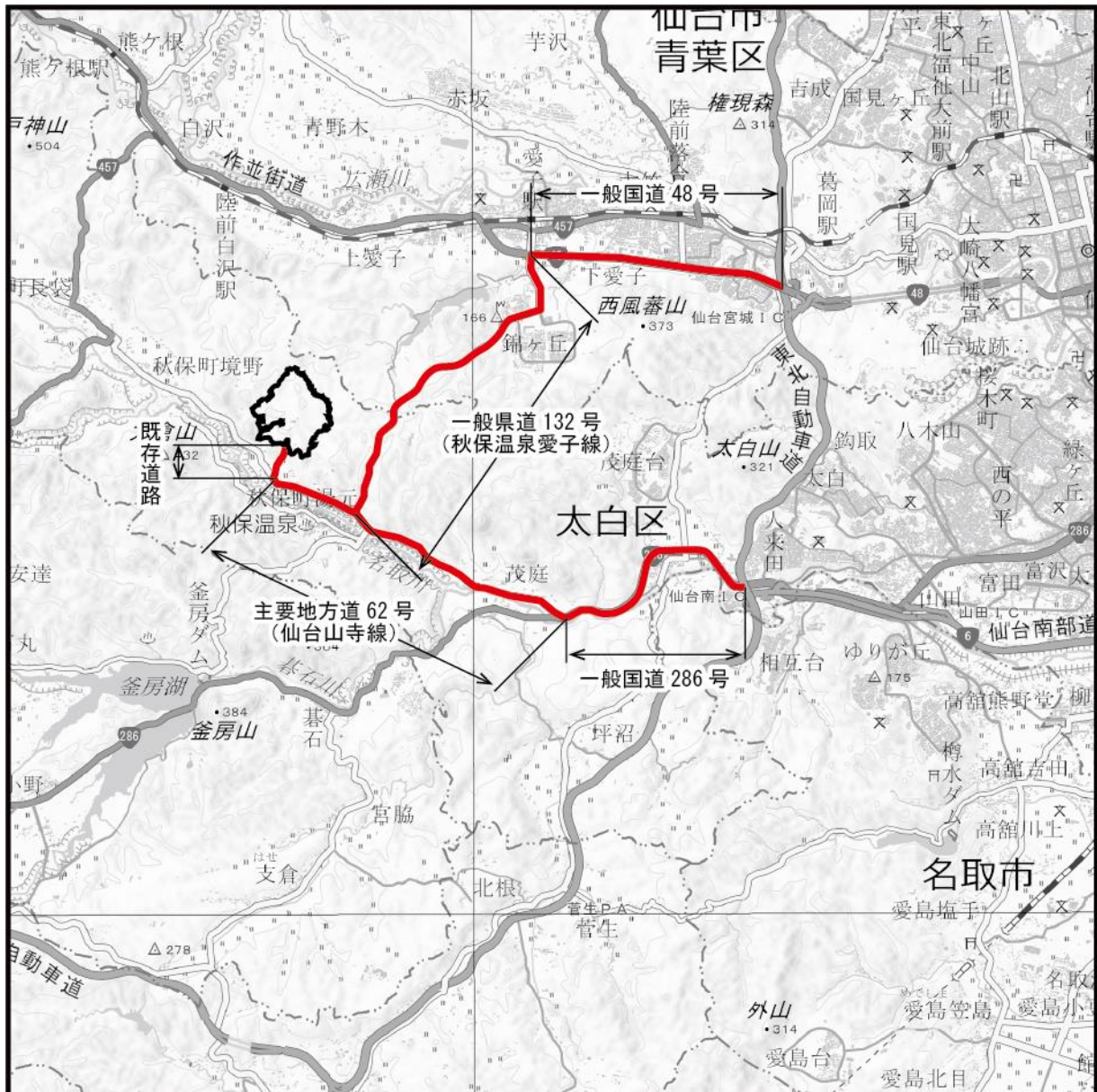


図 2.2-12 機材・機器等の主要な搬入道路

2.2.8 環境保全措置

1. 自然環境の保全・生物多様性の保全等

文献調査の実施により、当該地区において重要な動植物の生息及び生育の可能性が確認された場合には、方法書以降に調査、予測評価を行い本事業による環境影響を可能な限り回避・低減する方法を検討する。

- ・ 現況地形を極力生かした造成を行うとともに、森林の伐採面積を最小化する。また、事業実施想定区域内に点在する水辺環境（図 2.2-13 参照）について、極力保全する。なお、現状では調整池が 3 箇所及び溜池が 6 箇所あり、前者は調整池として全て利用し、溜池は 3 箇所残す計画である。
- ・ 造成地を緑化する場合は極力在来種を用いる等、生態系に配慮する。
- ・ 施工時、運営時には、仮設あるいは本設に関わらず、調整機能、沈砂機能を有する施設を適切に設置し、洪水対策、濁水対策を行い、名取川水系の水質保全に配慮する。
- ・ 今後の環境影響評価における調査・予測・評価結果に基づき、生態系の連続性や里山の機能を含め、動物相、植物相、植生、生態系等への影響の回避・低減、代償に努めた事業計画を検討する。



図 2.2-13 事業実施想定区域内の水辺環境

2. 地域住民の生活環境の保全等

- ・ 工事中における粉じん、騒音・振動の発生を極力抑える工事計画を検討する。
- ・ 工事中及び供用時における周辺区域での関係車両は安全運転に努める。
- ・ 工事中及び供用時において、沈砂機能を有する施設を適切に配置し、濁水対策を行う。
- ・ 現況地形を極力生かした造成計画とし、造成面は緑化して土砂流出の低減を図る。
- ・ 太陽光パネルからの反射光や輻射熱による近隣民家等への影響が極力発生しないようにパネルの配置に配慮するとともに、発電施設の周辺に緑地帯を配置する。また、可能な限り反射光等が少ないパネルを選定する。
- ・ パワーコンディショナーなど発電設備の稼働に伴う騒音及び低周波音による影響が極力発生しないよう、設備設置に際しては、民家との離隔距離を十分に確保するとともに、配置計画に応じて、低騒音型の設備採用や防音壁設置を検討する。
- ・ 発電施設の設置による景観への影響を考慮し、発電施設周辺を緑地帯で囲み、周囲から発電施設が極力目視できないよう工夫する。また、主要な眺望点等からの眺望景観について、フォトモンタージュ等の作成により、影響予測を行い、景観を阻害しない太陽光パネルの配置等を検討する。
- ・ 今後の環境影響評価における調査・予測評価結果に基づき、生活環境への影響の回避・低減、代償に努めた事業計画を検討する。

3. 土地の安定性

事業実施想定区域はゴルフ場跡地であるが、一部森林伐採し造成することで、事業実施想定区域内の雨水流出量は増加することが想定されることから、下流河川の流下能力（ネック地点）に応じて雨水の流出量を抑制する防災調整池を新たに流域ごとに設置する。防災調整池の形式としては、現況の谷筋に設置する堤体式と造成用地を利用した堀込型を併用して、台風や集中豪雨に対応できるように必要な容量を確保するものとする。また、周辺地域の農作物への影響がないように、工事中は事業実施想定区域外への土砂流出を防ぐため、仮設沈殿池を設ける。なお、供用時には調整池で沈砂機能を持たせ、調整池及び雨水放水路等の適切な維持管理を行う計画である。

防災調整池位置（案）は図 2.2-10 のとおりである。また、調整池については以下を踏まえて設置を行う。なお、事業実施想定区域の南側流域においては、調整池機能を有する溜池に導く計画である。ただし、その利用に当たっては、溜池の権利者との協議を行う。

- ・ 既存の水系維持を前提に調整池を設置する。
- ・ 伐採部を 5 つの調整池に分けて雨水排水を分散する。
- ・ 事業実施想定区域内の排水路下流に調整池、沈砂池を設置する。
- ・ 調整池等から最終放流先までの水路サイズを考慮して調整池等からの放流量を調整する。
- ・ 土砂災害警戒区域に指定されている地域の設備の維持管理等における立ち入りの際は警戒避難体制を整備して対応する。

4. 地域貢献

- ・ 防災及び周辺農地への水利確保の観点から、事業実施想定区域内の既存溜池及び水路の整備を行う。また、農業用水の確保については、水利組合と調整を行い、事業計画を検討する。
- ・ 残置森林については、現状、下草が密生するなど荒廃した雑木林となっていることから、良好な里山環境を確保するため、定期的な間伐、下草刈り、落ち葉かきなどを行うことにより、二次林として適切な維持管理を図ることを検討する。
- ・ 事業用地内に蓄電池を設置し、災害時、緊急時に地域住民が利用できる電源供給設備を整備する。

5. その他

- ・ 土壌汚染対策法、森林法、宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例、杜の都の環境をつくる条例等の関係法令等を遵守するとともに、関係機関等と十分な協議を実施する。
- ・ 施工時における残土は、原則発生しないよう造成計画を立案する。発生した残土は、太陽光パネル設置領域に敷き均して活用する。また、伐採樹木はチップ化し場内にて敷き均して活用する。なお、施工時の残材は、廃棄物処理法に則って、適切に処理する。
- ・ 太陽光パネルの設置部は、現況の植生の維持を念頭に置いて、草地を回復させる。ただし、発電の妨げにならないように適宜草刈りを実施する。なお、除草剤は使用しない。
- ・ 太陽電池発電分野における新技術を可能な限り積極的に取り入れ、環境負荷の低減に努める。
- ・ 強風によるソーラーパネルの飛散が発生しないように架台及び基礎の設計を行う。

6. 事業終了後の対応

本事業は、「再生可能エネルギー固定価格買取制度」終了の 20 年後も事業を継続する予定であるが、事業を終了する場合には、発電設備を関係する法令に従って撤去する。その際には、廃棄物処理法や建設リサイクル法の主旨に沿った処理を行う。また、伐採した範囲については植林するなどして現状復旧する予定である。

2.2.9 その他の事項

1. 事業実施想定区域における他事業

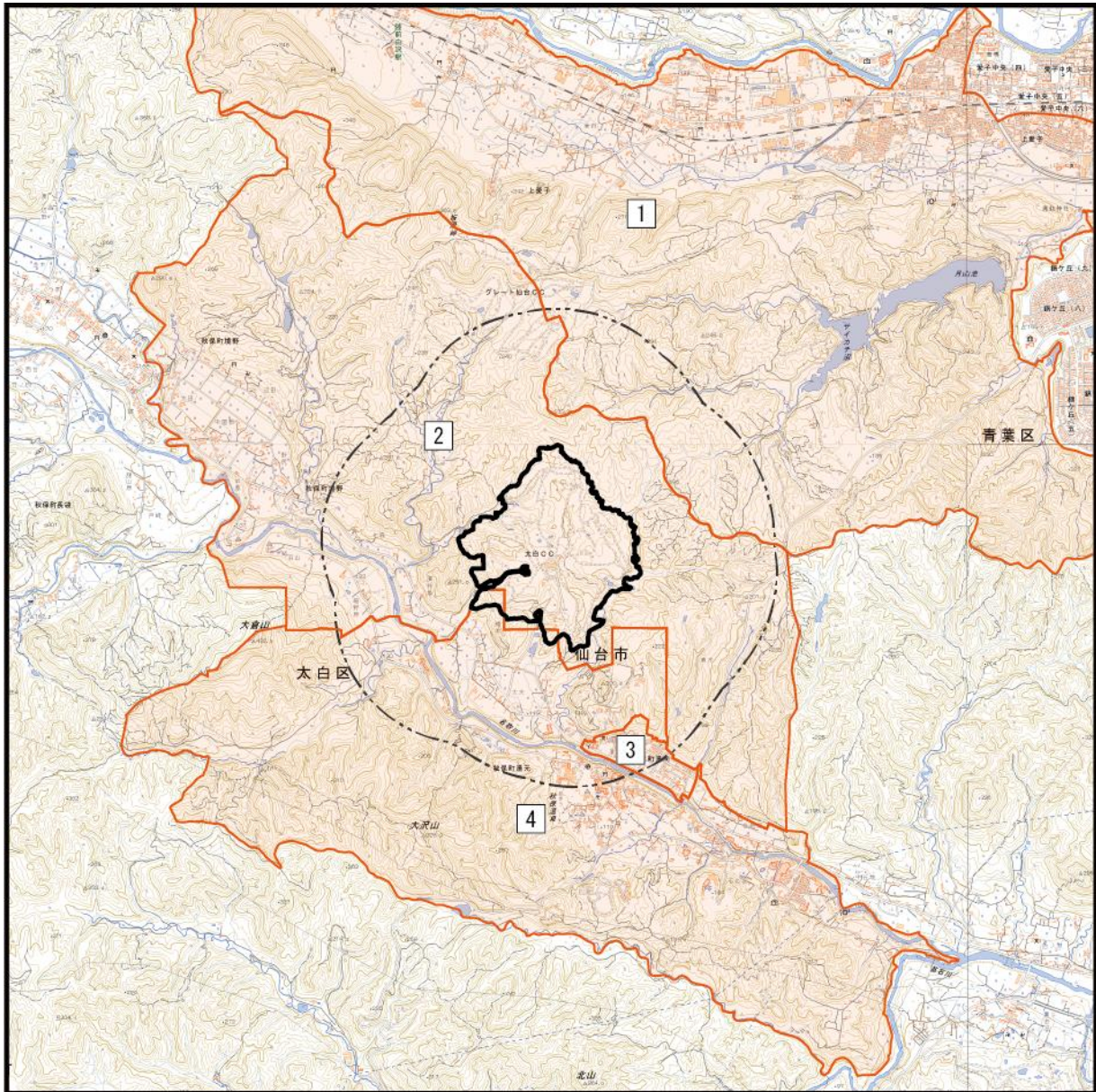
「環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 3 月）によると事業実施想定区域及びその周囲における稼働中及び手続き中の事業は存在しない。

2. 関係地域の範囲




関係地域は、「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に示す太陽電池発電所に係る環境影響評価の参考項目のうち、最も広範囲に影響が及ぶと考えられる範囲として図 2.2-14 のとおり、事業実施想定区域から約 1,000m を関係地域の範囲として設定した。また、環境項目ごとの影響範囲及び調査範囲の考え方を表 2.2-6 に示した。また、関係地域の範囲及び該当する町丁目は図 2.2-14 のとおりである。

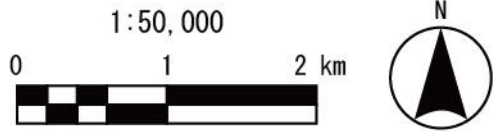
表 2.2-6 環境項目ごとの影響範囲及び調査範囲の考え方

項目	影響範囲及び調査範囲の考え方	事業実施想定区域からの距離
騒音	本事業により騒音のレベルの変化が想定される地域とし、施設の稼働による騒音の影響が考えられる範囲とする。	200m 程度
水質	本事業により設置する調整池において、貯留水の汚れが発生することが想定される範囲とする。	200m 程度
重要な地形・地質	本事業による地形改変により重要な地形・地質への影響が想定される範囲とする。	事業実施想定区域内
土地の安定性	本事業による地形改変により斜面崩壊が想定される範囲とする。	事業実施想定区域内
反射光	本事業によるソーラーパネル等の出現により配慮すべき民家等への影響が想定される範囲とする。 (第4章の反射光の影響範囲を参照)	1000m 程度
植物	本事業により植物相、注目すべき種、動物の生息基盤としての植物の変化の影響が想定される範囲とする。	500m 程度
動物	本事業により動物の生息環境の変化等の影響が想定される範囲とする。	500m 程度
生態系	本事業により地域を特徴づける生態系への変化等の影響が想定される範囲とする。	500m 程度
景観	本事業によるソーラーパネル等の出現により不特定多数の人が利用する眺望地点からの眺望の変化が想定される範囲(設置するソーラーパネルが見える範囲)とする。	1,000m 程度
人と自然との 触れ合いの場	本事業により人と自然との触れ合いの場の利用に対する影響が想定される範囲とする。	1,000m 程度
廃棄物等	本事業により工事中及び施設供用に伴う廃棄物等の発生が考えられる地域とする。	事業実施想定区域内



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域より1000mの範囲
-  町界



No	市区名	町丁目
1	仙台市青葉区	上愛子
2		秋保町境野
3	仙台市太白区	秋保町湯向
4		秋保町湯元

図 2.2-14 計画地の位置及び関係地域の範囲

